

西防火協力会 だより

第12号

2020.10月1日発行

【発行】

西防火協力会

(東大阪市西消防署内)

TEL 06-6788-7198

- ・ 令和二年度 就任のご挨拶
- ・ わが社の防火(大阪紙文具流通センター)
- ・ 危険物取扱優良事業所表彰受賞企業紹介 (株式会社関西オカムラ)
- ・ 新入団員基礎教育訓練実施
- ・ 重大な消防法令違反の公表について
- ・ 編集後記

就任のご挨拶



東大阪市消防局長
鶴原 一

令和2年4月に東大阪市消防局長に就任いたしました鶴原でございます。消防局長就任前の3年間に亘り西消防署長として勤めた際は、会員各位の一方ならぬご厚情を賜りまして心から御礼申し上げます。

西防火協力会におかれましては、昭和21年12月に前身の布施火災予防協会が誕生して以来、約三四半世紀もの長きにわたり火災予防の徹底強化や市民の警火思想の普及などを続けられ、数々の実績を残してこられました。そしてこの間、歴代会長をはじめ会員の皆様方が東大阪の消防行政にご尽力賜り、改めまして敬意を表するものであります。

我々も、皆様の志である「防火の輪」、「地域の輪」、「企業の輪」の拡大と、消防局是である「市民生活の安全確保」を推進するため、今後職員一丸、力を結集し鋭意活動してまいり所存であります。

結びに、西防火協力会がますますご発展されますことと会員の皆様のご健勝、ご多幸を心から祈念申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。



西消防署長
藤戸 逸夫

令和2年4月1日の人事異動で、西消防署長を拝命いたしました藤戸でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。現在は消防局監理官を兼務しており、署と本部のパイプ役を担わせていただいております。

改めて皆様には、消防行政の推進に格別なご支援・ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

さて、本年は、新型コロナウイルスウィルス感染拡大防止のため大変なご苦勞をされていることと存じます。心よりお見舞い申し上げます。

また、加えて地震、火山、大雨、台風と人知を超える自然災害が発生する昨今でございます。

このような中、西消防署長として「市民生活の安全確保」という基本理念に基づき、皆様の安全・安心のため、災害の予防と警戒に取り組んで参りますので、前任に変わらぬお力添えをお願い致します。

結びに、会員皆様のご健康とご多幸、併せて事業の益々のご繁栄をご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。



西消防副署長
原田 一也

令和2年4月1日付けで、小田切からバトンを引き継ぎました副署長の原田です。

未熟者ではありますが、前任者同様宜しくお願いいたします。

新体制となったチーム西消防署は、職員一人ひとりがプロの消防職員として「ONETTEAM」で皆様の安全・安心の確保に努力して参りますので、ご理解とご協力の程お願いいたします。



西消防副署長
北田 博昭

令和2年4月1日付けで、久保から、バトンを引き継ぎました副署長の北田です。

西消防署は新メンバーでのスタートとなりますが、職員一人ひとりが消防の使命感を自覚し、皆様の負託に応えられるよう全力で頑張っております。

今後とも皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

わが社の防火

大阪紙文具流通センター



日頃より地域の皆様方には格別のご高配を賜り感謝申し上げますとともに、東大阪市西防火協力会におかれましては常日頃からご指導いただいておりますことをお礼申し上げます。

今回は「西防火協力会だより」の「わが社の防火」をお借りしまして、当組合の紹介と取り組みについて紹介する機会をいただいたことに対して改めてお礼申し上げます。

会社紹介

当組合は昭和44年2月3日に設立。東大阪市長田中の地には昭和46年3月31日に団地を開設し、来年には50周年を迎える事になります。

- ① 共同配送、共同倉庫、パレットプール
 - ② 共同購入
 - ③ 共同金融
 - ④ 共同受配電、給排水、防災警備
 - ⑤ ㈱文紙センター（保険代理店）です。
- 現在では、組合員43社、賛助会員14社のあわせて57社で構成しています。それぞれの企業では皆さまが日常生活で使われている文房具や紙製品を取り扱っていますので、知らず知らずのうちに様々な場所で見たり手にとったりしてご利用いただいているのではないのでしょうか。

社会貢献活動としましては、

にスタートした団地内道路一斉清掃では、道路美化実践団体として平成17年に国土交通大臣表彰を受賞しました。

団地開設30周年と40周年の記念事業の一環として行った東大阪市への指定寄付では、団地内の街路樹をケヤキに統一し環境美化にも力を入れてきました。

当社での取り組み

これまで当組合では、水消火器を使った消火訓練や東大阪市消防局防災学習センターを訪問して、防災について理解を深めるなど防火運動にも取り組んできました。

また春と秋の火災予防運動時には、組合会館の正面玄関に懸垂幕を掲出して組合員や賛助会員だけでなく、通行する人や車両にも周知を図るとともに、隔月（奇数月）に発行している機関紙「PSセンターニュース」では、東大阪市西消防署予防広報課のご協力を得て告知記事を掲載して、組合員や賛助会員企業並びに各社の従業員に防災・防火の大切さの周知を図っています。

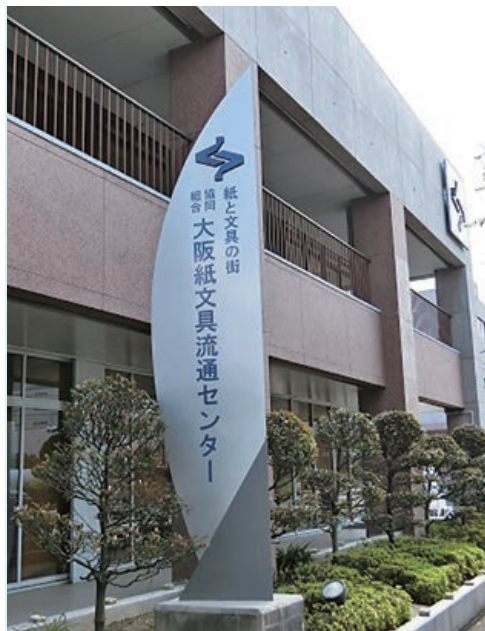
平成20年には組合会館にAED（自動体外式除細動器）を設置して、心停止した場合などの不測の事態に備えています。

企業団地の特徴でもありますが、平日の昼間に比べ夜間や休日に入通りが少なくなります。当組合では夜間・休日には警備

員が常駐し巡回警備を行い、放火や事故の発生を未然に防ぐ対策を取っています。

近年多発している自然災害が発生した場合、団地内で働く従業員の安全を確保すると共に、事業を安定して継続する事ができるように、組合員が連携して取り組むことを目的として、令和2年度に経済産業省の「事業継続力強化計画認定制度」の認定も受けました。

今後も組合ならではの防災体制を構築するとともに、東大阪市西消防署様や東大阪市西防火協力会様のご指導をいただきながら防災と防火に努めてまいります。



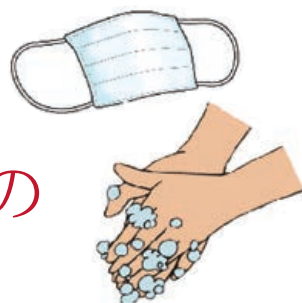
昭和49年からは社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会を通じての「善意運動」、昭和52年から「愛の献血運動」を毎年実施しています。



→ 紙文具流通センター中央会館に掲げられた全国火災予防運動の懸垂幕

お 知 ら せ

救急車が新型コロナ疑いの患者を搬送した場合





防火管理者
取締役技術部長
浅尾 昌秀

このたびは、公益財団法人大阪府危険物安全協会から危険物取扱優良事業所として表彰していただき誠にありがとうございます。これもひとえに、西防火協力会会長様はじめ皆様のご指導のお陰と感謝いたしております。これからもますます精進して参りますのでご指導のほどよろしくお願いいたします。



株式会社 関西オカムラ
代表取締役社長 鎌倉 康雄

危険物取扱優良事業所 表彰受賞企業の紹介 火災予防意識改革の取り組み

株式会社 関西オカムラ

1. 会社紹介

《株式会社 関西オカムラ》
当社は、昭和35年9月に操業敷地面積は約2万3千8百平方メートル、従業員数は約230名にて株式会社オカムラのオフイスデスク生産拠点として、素材から完成品まで一貫して生産できる強みを生かし、内製設備や外製の汎用技術を応用し、業界初の技術に取り組み新製品の開発に繋げています。

開発製品は、誰もが快適で安全な暮らしを実現できる為のユニバーサルデザインに基づく開発、国際基準に適合した品質、環境マネジメントシステムの向上に努めています。又、塗装においては、溶剤塗料から引火性のリスクが低い水性塗装に1981年に切り換え、水性塗装に関しては39年の技術の蓄積があります。さらにICTの積極的な活用と製造原価低減を目指したOPS (Okamura Production System) を強力に推進しております。

2. 防火の取り組み

会社をめぐり、皆様にご満足頂ける製品づくりに力を注いで、地域社会とのよりよい関係を築いてまいります。

当社では、災害が起こったときに自衛消防組織や当社で働く一人一人が、より自律的に行動できるように教育・訓練の強化を進めています。

毎年、自衛消防隊の育成と社員教育のため消火器操作法と屋内消火栓操作法大会に出場してきました。このほか定期的に防災訓練・AED使用による救命講習を実施し、防災体制の維持や従業員の防災意識向上に取り組んでいます。

今後の目標として、これまで実施していた訓練は、「たった今、地震・火災が起こったときにどうやって全員が適切な行動ができるか」という観点から、より実践的に避難、点呼、救出、救護を行う訓練に変えていく方向で考えております。

3. 今後の目標取り組みなど

事業を中断させないためには「いかに被害を軽減させるか」ということと「いかに早く通常に近い状態に復旧させるか」ということが重要になります。当社では、被害を軽減させるために地震、火災、水害に対する防災マニュアルを立て実行し、早く復旧させるために業務の復旧方法を文書化した復旧手順書を作成しています。

いつ起こるか分からない災害に備えて、当社では働く社員の命を守るため、そして、お客様や近隣地域への影響を最小化するため、これからも防災活動を強化するとともに事業復旧まで想定した訓練に取り組んでいきます。



119番通報があり、聞き取りで新型コロナウイルス感染症の疑いが強い患者を救急搬送する場合、救急隊員全員は個人用防護具（N95マスク・ゴーグル・フード付き感染防止衣・ズボン・手袋）を装備し救急活動を実施します。患者を病院に搬送後は、できる限り早く、装備を解き、救急車内を消毒するため、オゾン消毒・次亜塩素酸消毒・アルコール清拭を実施します。

このように活動中は個人用防護具を装備し、患者搬送後救急車内を消毒しますので次の救急患者に感染する心配はありません。しかし通常の救急活動とは異なり消毒等を実施しますので、次の出勤までに若干の時間を要することがありますので皆様のご理解、ご協力宜しくお願い申し上げます。

新入団員を対象にした 基礎教育訓練を実施

令和2年7月12日(日)西消防署において、令和2年度東大阪市消防団の新入団員16名を対象に、基礎教育訓練が開催されました。

この基礎教育訓練は、消防団員としての知識・技術及び団員としての心得を基礎から学び、修了したもののみが災害現場に出場することが許される、新入団員にとって重要な教育訓練です。

本来は、府下一律に消防学校で実施されるのですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、訓練が中止となったことから、新入団員は、災害現場に出場できない状況が続いていました。そこで、本市が独自に、昨年10月に発足した団本部支援隊のメンバーが講師となり、規律訓練、ホース延長訓練、放水訓練を実施したものです。



参加した新入団員は、一様に気迫あふれる講師の号令に顔を引き締め、消防

ホースの重さと水圧の強さに驚き、これからの自らの責任に思いを重ね、黙々と訓練をこなしていききました。

訓練後「明日からは災害現場に出場することとなり、地元地域を我々が守っていくのだという思いで身が引き締まります。」と新人らしい感想がかえってきました。

会員の皆様の会社で、ボランティアの真髓である消防団員として余暇を活用したいという若い職員さんもうらっしゃるかも知れません。そんなときは、温かく見守り、協力してやって頂ければと願うところであります。

西消防署管内の火災予防、防災を担う一員としての消防団活動に今後ともご支援のほどよろしくお願いたします。



ご存知でした？ 重大な消防法令違反の 建物の公表について

建物に義務付けられた消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反の建物を、平成29年4月1日から東大阪市火災予防条例により、公表することとなったのをご存じでしょうか？

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災などを受け、消防法令に違反のある防火対象物について、その違反内容を公表する制度に関する通知が総務省消防庁から発出されました。

これにより重大な違反対象物に対して消防機関が命令を行う

た場合、法令で命令内容が公示されることとなります。しかし、これでは公表に至るまでに相当の時間を要します。

その間建物の危険性に関する情報が、利用者に提供されない状況になることから、東大阪市では、条例で消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が改善されない」と認められる場合に「建物の所在地・名称」「違反の内容」を東大阪市消防局のホームページに次の項目を掲載し公表することとしています。そしてその公表は、違反が是正されるまでの間継続します。

いわば「適」マーク表示と全く逆の公表制度というわけです。

編集後記

今年度はコロナ禍で始まり、長梅雨と豪雨災害と実に鬱々とした日々を過ごされたことかと、紙面を通じてお見舞い申し上げます。

特にコロナ禍では、本会の総会も初めての紙面会議となりました。活動自粛により計画していたすべての行事が中止となりました。

そんな中で本誌寄稿にお力添えをいただきました、協同組合大阪紙文具流通センター様、関西オカムラ様には厚くお礼申し上げます。

考えてみると、今年の桜はずいぶんと長い間咲いてくれていたような気がしますが、その美しさが印象に残っていないのです。街路樹のハナミズキも確かに咲いていました。チューリップもバラも…。でも記憶に薄い今年の花たち…。これは小学生だけの感じだったのでしょうか。

原稿を作成している今は、立秋です。夾竹桃が真っ赤な花をつけ、クマゼミが早朝より轟々鳴いています。何も変わらない自然界、様変わりした人間社会：焦りに似た、イライラ…。不安感。今までに経験のない実に不思議な時間を生きているようです。

会員募集

西防火協力会の会員を募集しております。お知り合いの方をご紹介ください。

東大阪市西防火協力会
(東大阪市西消防署内)
TEL(06)6788-17198
担当 川口



立入検査の様子

- 特に、これから次のことを計画されている皆さんは、新たに消防用設備等の設置が必要になることがあり、重大な消防法令違反となる場合がありますので、事前に消防署にご相談ください。
- ① 飲食店、物販販売店、福祉施設などが新たに入店する場合
 - ② 建物の増築、改築、隣接建物との接続を行う場合
 - ③ 窓や扉などの開口部の閉鎖を行う場合